

狭あい道路を4メートルに拡幅しています

狭あい道路拡幅整備事業に ご協力ください

R6 年度版

日常の人や車の通行の安全、災害時の避難など防災上の安全性の向上、通風・採光・日照等の生活環境を改善し、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅用地やすみ切り用地を御寄附いただき、順次、4メートルに拡幅しています。

※4メートル未満の狭あい道路に面して建物や塀等を建築する場合、建築基準法の規制により、道路の中心から2メートル以内の範囲（拡幅用地）は建築敷地として使用することはできず、また、その範囲内にある既設の塀等も取り壊さなければなりません。

建築計画を作成するにあたっては、建築敷地や接道等について、あらかじめ、民間の確認検査機関又は建築指導課（TEL059-382-7651・9048）に相談されることをお勧めします。

対象と事業内容 建築基準法第42条第2項道路等（狭あい道路）に面した敷地
あらかじめ、下記連絡先の担当者に事前相談をしてください。

拡幅用地等を更地にし、抵当権等を抹消したうえで、寄附を申出てください。
（寄附をお受けできる拡幅用地等の主な要件は裏面のとおりです。）

区分	管理	報償金	拡幅工事
市に寄附	市	報償金 拡幅用地等の固定資産評価相当額（上限額50万円）	市で舗装等 前面道路と同程度
自己管理	個人	なし	そのまま

※拡幅工事は、予算の範囲内で優先度等に応じて順次市で行います。建築工事・入居等に合わせることはできません。

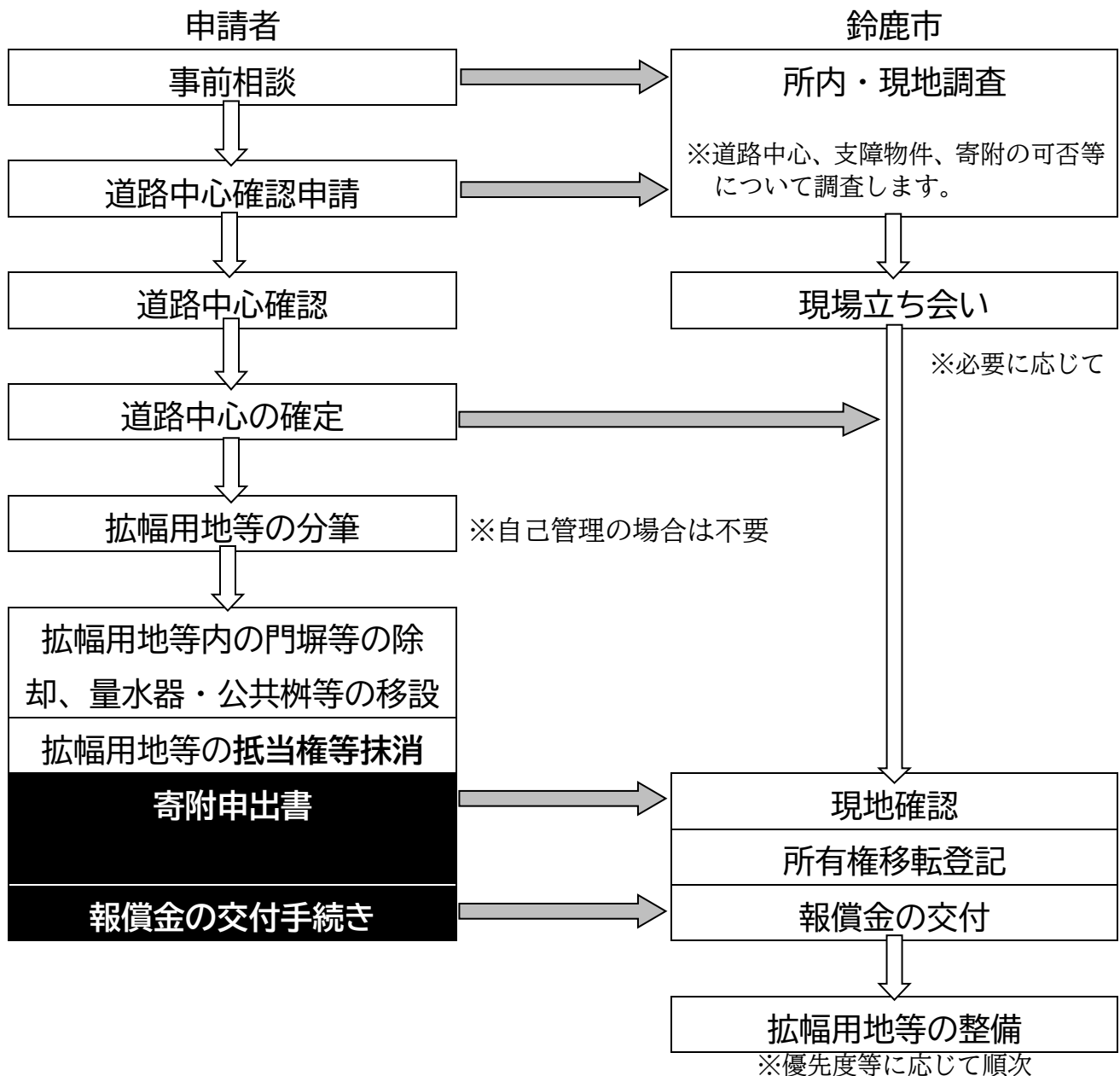
※土地所有者様、事業主様で拡幅整備工事を行おうとする場合は、市街地整備課、道路管理者と協議し道路工事施工承認の上、舗装等拡幅工事を着手ください。

※市が管理する公共柵を移設する場合、上下水道局下水道工務課（TEL059-368-1662・1694）へご連絡ください。

※水道量水器を移設する場合は、上下水道局営業課（TEL：059-368-1670）へご連絡ください。

連絡先 鈴鹿市都市整備部市街地整備課 TEL059-382-9047 FAX059-382-7615

狭あい道路拡幅推進事業の流れ



【寄附をお受けできる拡幅用地等の主な要件】

- ① 接する狭あい道路が個人又は法人の管理するものでない。
- ② 境界及び位置が明確である。抵当権等が設定されていない。
- ③ 建築物、門扉、電柱、樹木、量水器、公共樹、排水樹、地下埋設管等がない。
- ④ 狭あい道路と同じ高さで平坦である。
- ⑤ 拡幅用地等内の水路の排水が個人又は法人の所有する水路に流入しない。
- ⑥ 拡幅用地等のうち寄附をしないものがない。
- ⑦ 縦断方向の給、排水管などの埋設物がない。

※深さ60cmまで図面等で可能な限り確認してください

など

※同一の土地利用形態の拡幅用地については、一括して寄附してください。